

## 京都市廃棄物処理施設設置等検討委員会設置要綱の改正について

### 改正の概要

#### 1 意見聴取対象の拡大

京都市廃棄物処理施設設置等検討委員会（以下「委員会」という。）から生活環境の保全に関して意見を聴取する対象について、次のとおり拡大を行った。

##### （改正前）

- ① 廃棄物処理法（以下「法」という。）により、施設設置許可に際して専門的知識を有する者の意見聴取を義務付けられている次の施設に係る設置・変更の計画  
【焼却施設，最終処分場，廃石綿などの熔融施設，廃PCBなどの処理施設】
- ② 改善命令を受けた施設設置者が提出した改善計画（①の施設に係るもの）



##### （改正後） ③④⑤⑥を追加

- ① <変更なし>
- ② <変更なし>
- ③ ①以外の施設の設置・変更の計画で市長が必要と認めるもの（意見聴取義務以外の許可施設で建築基準法51条ただし書による許可が必要なものを想定）
- ④ 改善命令を受けた施設設置者が提出した改善計画で市長が必要と認めるもの
- ⑤ 廃棄物が地下にある土地の形質の変更に関する計画又は施行方法で市長が必要と認めるもの（「岡田山撤去」など指定区域に関する計画や施行方法を想定）
- ⑥ ①～⑤に付随し（許可が不要な処理施設を含む。）又は準ずる事項で市長が必要と認めるもの（①～④の施設設置後の維持管理状況又は⑤の施行中、施行後のモニタリングなどを想定）

#### 2 部会の設置

緊急を要する案件や特定分野の専門性が高い案件などに効率的・専門的に対応できるよう、少人数の委員や委員以外の学識経験者等で構成する部会を委員会に設置することができるようにした。